

アートピアとっとり行動指針（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年3月19日
文化政策課

第2期「アートピアとっとり行動指針」（令和6年度～10年度）に係るパブリックコメントを実施しましたので報告します。

今回の意見を踏まえ、3月中に第2期アートピアとっとり行動指針を策定し、公表する予定です。

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 募集期間 令和6年2月22日(木)から3月11日(月)まで

(2) 意見総数 23件(5人)

※意見及びその対応結果については、県のホームページを通じて公表します。

2 意見の概要及び対応方針

<意見等の状況>

行動指針の施策方針・取組の方向性		提案意見	質問
I 文化芸術に親しむ環境づくり	(1)だれもが文化芸術に親しむことができる機会の充実と環境整備	2	
	(2)文化芸術の拠点である文化施設の充実と新たな拠点づくり		1
II 文化芸術が育む・文化芸術を育む人づくり	(1)次代のアートを担い、国内外で羽ばたく人材の育成	1	
	(2)文化芸術を活用した人づくり、文化芸術を支える人づくり	1	1
	(3)鳥取県の文化芸術の活性化	3	
III 文化芸術による元気な地域づくり	(1)県立美術館による新しい時代づくり	1	1
	(2)アートによる豊かな地域づくり	3	2
	(3)地域の「宝」を活かした活力ある地域づくり		
その他		5	2

I 文化芸術に親しむ環境づくり

意見の概要	意見に対する対応方針	
環境づくりの第一は、県民の生活の中に優れた文化活動や芸術活動が生き継がれることである。そのため、県民の文化活動を活性化させる施策が望まれる。県民の自主的な文化活動を支えるためには、個々の自主性を損なわない程度に、文化支援策の充実が望まれる。	記載済 II(3)	文化芸術活動団体及び活動者の活動に対する活動支援や鳥取県文化団体連合会を通じた地域の文化活動団体の活動支援を引き続き行っていくこととしています。
Iの前文に、「 <u>文化芸術が日常生活の一部となり</u> 、だれもが、いつでも、身近なところで気軽に(後略)」と下線部分を追加することで、I(1)の施策実施の理念的根拠として重層化する。	反映	Iの前文に追加します。
I(2)の文化施設は、博物館や劇場・ホールなどの狭義の文化施設だけでなく、図書館、生涯学習センター、公民館その他の公共の集会施設、民間の書店、劇場(映画館含む)、ライブハウス、ギャラリーなど、アートと関わる広義の文化施設を視野に入れ、有機的な連携が図られるべきと考えるが、その視点は盛り込まれているか。また、「地域のさまざまな空間を積極的に活用」には、遊休不動産(空き家等)の活用も含まれるか。	その他	I(2)に記載する文化施設は、基本的には幅広い施設が対象ですが、取組の方向性の内容により異なります。 また、「地域のさまざまな空間」は、駅や文化財施設、ショッピングセンターなど、街中の多様な空間を想定しており、安全性や鑑賞に適した環境であれば、限定するものではありません。

II 文化芸術が育む・文化芸術を育む人づくり

意見の概要	意見に対する対応方針	
<p>県内で育っている自主的な文化芸術活動の芽を決して摘んではいけません。これまでの「アートピアとっとり行動指針」の活動は、目先の新しい、見栄えの良いものに偏った活動に思えて残念であった。</p>	その他	<p>第2期では、文化芸術活動団体の活動の活性化や若手アーティストの活動の拡大につながる支援を行うとともに、若手活動者の発表機会の提供、レベルアップやコンクール等参加の支援など、次世代育成を強化します。</p>
<p>II (2)「若手アーティストが活動に必要な企画・運営・広報・経理等のマネジメントや専門的な技術等について学ぶ機会を提供」について、アーティスト本人以外の者がクリエイティブディレクターの仕事を選び、アーティストを支援するような仕組みをつくってはどうか。</p>	反映 II (2)	<p>文化芸術活動団体は発表や展示においても長年蓄積されたものがあるが、若い方には団体に属さない方も多く、ノウハウやネットワークの面で必ずしも十分ではない場合もあることから、その支援を強化する趣旨で記載しています。アーティスト本人以外がこうした役割を担う場合もあることから、「若手アーティスト等(後略)」とします。</p>
<p>II (3)「若手アーティストの作品展示や演奏を公共施設で行う(後略)」について、公共施設以外の、公に開かれた私的な場所でおこなうことも想定してはどうか。</p>	その他	<p>若手作家の作品や知名度アップのための新たな項目であり、作品の安全確保の点からまずは公共施設で始めるものです。状況を見て、施設の幅を広げます。なお、全体的な鑑賞機会の創出は、I (2)に記載のとおりです。</p>
<p>II (3)「鳥取県の文化芸術の活性化」の取組の方向性に「文化芸術団体等が抱える運営上の課題に対処し充実した活動を推進できるよう、アーツカウンシル機能の強化による伴走型支援の実施など文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する取組を進めます。」を加えてはどうか。</p>	記載済 I (2) II (3)	<p>文化芸術団体の自律的・持続的な発展に資するため、県内文化施設によるアートマネジメントなどのノウハウを生かした文化芸術団体への助言や情報提供のほか、舞台作品の創作、舞台芸術に関するワークショップの実施、活動団体・者に対する支援制度や相談窓口などの情報の発信を進めます。</p>
<p>豊かな感性を育むには、小さい頃から質の高い芸術に日常的に触れることが重要だが、親子観覧室は鳥取市だととりぎん文化会館にしかなく、ほんの数人の狭いスペースのみ。子育て世代にとって質の高い芸術に触れる機会がほぼないに等しく、早急に改善すべき。</p>	反映 I (1)	<p>乳幼児が鑑賞できる公演等を増やすこととし、I (1)の取組の方向性について、「子育て中の人が、乳幼児と一緒に鑑賞できる公演、展示を増やしていきます。」を「子育て中の人や乳幼児が鑑賞できる公演、展示を増やしていきます。」に修正します。</p>
<p>若年層向けのプログラムの企画・実施などを担うのは、「アートマネジメント人材」と呼ばれる、アートの価値を言語化し、支援の輪を広げ、形にするコーディネート力を持つ専門人材。そのような人材の地位を確立し、支える仕組みを考えているか。県内や近隣の高等教育機関との連携が有効と考える。</p>	その他	<p>若年層向けプログラムについては、専門の方の助言等を受けたり、企画メンバーの中に参加いただいたりするなどして、実施することとしています。</p>

III 文化芸術による元気な地域づくり

意見の概要	意見に対する対応方針	
<p>文化芸術による元気な地域づくりのためには、決して組織的な集団やグループを育成したりすることに偏らず、人間の個としての文化性を高める必要がある。経済活動を活性化させるなどという施策に陥ってはいけません。大切なのは「元気な地域づくり」の活動を具現化するには、異なった分野のディレクターの導入が望まれ、優れた民間人を起用すべきである。</p>	その他	<p>県では第2期において取組強化が必要なものとして、次世代育成、取組の進捗状況の低い分野の強化を挙げています。今後、こうした取組が進んでいった先に、取組のさらなる向上のため、専門人材の活用について具体的に検討していく必要があると考えています。</p>

Ⅲ(1)「鳥取県にゆかりのある優れた作品」とは、どのような作品を想定しているのか。アーティスト・イン・レジデンスで鳥取県に招へいたアーティストの作品、鳥取県内で開催される公募展で出品された作品も含まれるか。	その他	県立美術館に関する事項であり、県立美術館の収集方針によります。それによれば、「鳥取県の美術」の流れ(歴史)をたどる上で欠かせない業績を残したと言える作家の代表的な作品や、その特徴を端的に示すような作品です。
Ⅲ(2)「アートを活用した地域・社会課題の解決を目的とした活動を推進し(後略)」とあるが、アートの可能性を意図的に狭めることになってしまうか。	その他	御意見の内容は、アートに期待することとして新たに施策の方針として追加したものです。アートを通じた交流や作品を生かした取組などは、施策の方針の1番目に記載しており、アートの可能性はより広がるものと考えます。
Ⅲ(2)「アーティストの社会貢献を促進します」とあるが、どのような活動を想定しているのか。アーティストが作品制作以外の活動をするを促進するという事なのか。	その他	アーティストによる社会貢献活動は、アーティストが自分のスキルを活かした他者のための活動(有償・無償は問わない。)を想定しています。 (例)音楽家が、移動が困難な高齢者や児童の楽しみや癒しのために、高齢者福祉施設などに出向き鑑賞機会を提供、画家等が作品制作を通じた表現ワークショップを開催など
第1期行動指針にある「県内外のアーティストと住民が交わりながら(後略)」といった表現を復活させることはできないか。	記載済 Ⅲ(2)	施策の方針の1番目で、地域の文化資源やアーティスト等の作品を生かした取組と発信により、人と人との交流を生み出すことを盛り込んでおり、アーティストと住民の交流も含まれています。
鳥の劇場や大山・西郷(工芸アート村)をモデルケースとしつつ、県内各地で同様の成果が上がるような取組があるとよい。県立美術館が拠点・ハブとしてそのような機運が一層高まることが期待される。	記載済 Ⅲ(2)	地域の新たな魅力を創造し、地域の活性化につながる取組については、地域や地元自治体との連携協力が不可欠であり、そうした連携協力を促しながら、引き続き推進していきます。

その他

意見の概要	意見に対する対応方針	
全般にわたり「文化芸術」と「アート」の表記が混在しているが、どのように使い分けているのか。後者は冒頭に説明があるが、前者は文化芸術基本法上の示す内容と考えてよいか。	その他	行動指針のタイトルである「アートピア」のアートは注釈のとおりです。本文中では、芸術分野を「アート」と表現し、それに加え伝統芸能、生活文化、文化財のほか、伝統行事や風習も含めたより広い範囲を「文化芸術」と表現しています。
冒頭の策定の趣旨に「美しい自然と歴史がいきづく鳥取県には、先人たちが育んできた地域特有の伝統や文化、歴史的資産・景観があり、 <u>これらは地域の礎であり、地域経済に大きな効果をもたらす役割が期待されています。</u> 」と下線部分を追加してはどうか。	反映	「(前略)地域特有の伝統や文化、歴史的資産・景観があります。令和7年3月には、県立美術館がオープンし、(中略)新たな原動力となります。これらは、地域経済に大きな効果をもたらすことが期待されます。」と修正します。
新しい文化芸術の鑑賞方法としてアーカイブの導入が進んでいる状況下で、著作権に対するリテラシーを上げていくことが必要。積極的に著作権者に問い合わせ、著作者の名前を記載するなど適切な処理を行うことについてルール化してはどうか。	その他	県が文化活動団体等から提出された写真等を使用する場合は、著作権について確認するとともに、補助金を交付する文化活動団体等に対しても正しい取扱について注意喚起し、取扱が不明な場合は相談機関を紹介します。